

合併処理浄化槽設置費用の一部を補助します



合併処理浄化槽は、家庭の風呂・台所・トイレなどから流れ出る汚水を、微生物の働きにより、きれいな水にして放流する設備です。

補助金の交付申請は、必ず工事着手前（単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽に切り替える場合は、単独処理浄化槽・くみ取り便槽の撤去工事着手前）に申請してください。※令和8年度より、電子申請の受付を始めました。

◆新築等に伴う合併処理浄化槽の設置

【対象】 個別住宅／個人

【補助対象費用と補助限度額】

- 浄化槽取得費用・設置工事費用
 - ・5人槽：21万9,000円
 - ・6～7人槽：27万3,000円
 - ・8～10人槽：36万2,000円

◆単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽への切り替え

【対象】 個別住宅／個人

【補助対象費用と補助限度額】

- 浄化槽取得費用・設置工事費用
 - ・5人槽：33万2,000円
 - ・6～7人槽：41万4,000円
 - ・8～10人槽：54万8,000円

○単独処理浄化槽撤去工事費用（完全撤去に限る。）

12万円

○くみ取り便槽撤去工事費用（完全撤去に限る。）

9万円

○配管工事費用

（建物の建て替えを除く。）

6万円

※令和8年度まで、個別住宅で単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽に切り替える場合、対象工事費用が補助金額を超える部分について最大20万円を補助金額に加算します。

※令和8年度より、店舗に合併処理浄化槽を設置する場合の補助対象地域を伊賀市全域に拡大しました。交付要件や補助金額などは、下記までお問い合わせください。

問 上下水道部下水道課

☎ 24-2137 FAX24-2138

あやま文化センター施設等活用検討委員会



休館中のあやま文化センターなどの今後のあり方を整理するため、委員会を設置します。

【募集人数】 若干名

【応募資格】

市内在住・在勤の満18歳以上で、市議会議員・市職員でない人

【開催回数】 年3回程度

※原則、平日の昼間2時間程度

【任期】

委嘱の日から答申がされるまで

※委嘱日は、初めて行う審議会の開催日

【報酬】 6,000円/日

※市の規定に基づく。

【応募方法】 応募動機を800字以内（様式自由）にまとめ、住所・氏名（ふりがな）・生年月日・電話番号を明記の上、下記まで。応募フォームからも応募できます。

【選考方法】 作文審査

※選考結果は全員に通知します。

※提出書類は返却しません。

【応募期限】 6月1日(月)必着

申・問 文化振興課

☎ 41-0400 FAX 22-9694

✉ bunka@city.iga.lg.jp

専門ドックなどのご案内



自覚症状が出た頃には病状が進行していることがあります。早期発見し、早期治療につなげることが大切です。健診を受けることは生活習慣を見直す機会にもなり、病気の予防にもつながります。

【ドックの種類】

- MRI もの忘れ検診(令和8年1月～)
- 無痛乳がん検診(令和8年1月～)
- 人間ドック
- 脳ドック
- 肺がんドック
- DWIBS 検診

詳しくは、ホームページをご覧ください。

【申込方法】 電話

申・問 上野総合市民病院健診センター

☎ 24-1186

(受付：午前10時～午後4時)

起業・経営革新促進事業補助金(第1期募集)



地域経済を維持・発展させるため、起業する人や経営革新を行う人に対し、その経費の一部を補助します。申請書類と審査会でのプレゼンテーションにより採択者を決定します。

【対象事業】

①起業支援事業：

市内にある空き家・空き店舗を利用し、新たな事業を創出する取り組み

②経営革新支援事業：

新商品の開発・新市場の開拓・生産性向上など、既存事業の経営革新を行う取り組み

【対象者】

①個人または法人

②市内に事業所などがある個人または法人

※上記以外に要件があります。詳細は募集要項をご確認ください。

【補助金額】

改修費・付帯設備費および広告宣伝や商品開発などに要する経費の2分の1以内

①20～150万円

②20～50万円

【申込方法】

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、下記まで

※申請書や募集要項などは市ホームページからダウンロードできます。

【申込期限】

6月12日(金) 午後5時必着

※審査会(6/29予定)にて選考

申・問 産業政策課

☎ 22-9669 FAX 22-9695

✉ sangyou@city.iga.lg.jp

ガイドヘルパー養成研修事業者の募集



障がいのある人の外出をサポートするガイドヘルパーの養成研修を実施する事業者を募集します。要件や申込方法など詳しくは市ホームページをご確認ください。

【研修課程】 知的・精神障がい者移動支援従業者養成研修課程

【申込期限】 受講生の募集を行おうとする日の10日前まで

申・問 障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662

児童扶養手当・特別児童扶養手当

◆手当の月額が変わりました

児童扶養手当と特別児童扶養手当が、4月分から月額2.9%引き上げられました。

※受給する場合は手続きが必要です。

◆児童扶養手当

【対象者】 次のいずれかに

当てはまる18歳の誕生日から最初の3月31日を迎えていない子を監護している父か母、またはその子を養育している人

○父母が離婚した子

○父か母が死亡した子

○父か母が重度の障がい(国民年金の障害等級1級程度)にある子

○父か母の生死が明らかでない子

○父か母から引き続き1年以上遺棄されている子

○父か母が裁判所からのDV保護命令を受けた子

○父か母が引き続き1年以上拘禁されている子

○母が婚姻せずに生まれた子

○父母とも不明である子

※子の身体または精神に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

問 こども政策課

☎ 22-9677 FAX 22-9646

◆特別児童扶養手当

【対象者】 身体や精神に障

がいのある20歳未満の子を養育している父か母、または父母にかわって子を養育している人

<特別児童扶養手当1級>

○身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級程度(内部的疾患含む)に当てはまるとき

○療育手帳のA判定の知的障がい、同程度の精神障がいであるとき

<特別児童扶養手当2級>

○身体障害者手帳の判定がおおむね3級程度(内部的疾患含む)に当てはまるとき

○療育手帳のB判定の一部の知的障がい、同程度の精神障がいであるとき

※手当を受ける人、または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えると手当が支給停止となります。

問 障がい福祉課

☎ 22-9656 FAX 22-9662

病院で一緒に働きませんか 上野総合市民病院

【募集人数】

- 看護師：10人程度
- 介護福祉士：5人程度
- 薬剤師：1人
- 放射線技師：1人
- 理学療法士：1人
- 言語聴覚士：1人

【採用予定日】

9月1日、10月1日、12月1日、令和9年2月1日、4月1日

【選考方法】 適性検査・作文・面接

【試験日】

7月3日、8月7日、10月2日、12月4日、令和9年2月5日

※時間などは応募した人に後日お知らせします。

※募集人数に達した場合、以降の試験を中止する場合があります。募集状況はホームページで確認してください。

【応募方法】 「伊賀市職員選考採用試験受験申込書」を持参または郵送(簡易書留)で下記まで。申込書は下記窓口にあるほか、ホームページからダウンロードできます。

【応募期限】

各試験日の14日前の午後5時15分まで ※必着

※土・日曜日、祝日と12月29日から1月3日までを除く。

※応募資格や勤務条件など、詳しくはホームページをご覧ください。

問 看護課

問 介護福祉課

問 薬剤師

問 放射線技師

問 理学療法士

問 言語聴覚士

申・問 上野総合市民病院病院総務課

☎ 41-0065 FAX 24-1565

お薬手帳を1冊にまとめましょう

飲んでる薬や治療歴の管理ができて安心

複数のお薬手帳を持っている人は、1冊にまとめて適切な管理を行いましょう。

問 医療福祉政策課

☎ 22-9705 FAX 22-9673

5月1日～7日は「憲法週間」



憲法週間は、1947(昭和22)年5月3日の日本国憲法施行を記念し、暮らしの基盤となる憲法や人権の大切さについて理解を深めることを目的として設けられています。

この機会に、身近な「憲法」と「人権」について、改めて考えてみませんか。

◆憲法が大切にする三つの原則

憲法は、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を基本原則としています。「国民主権」とは、政治のあり方を決める主役が国民であるという考え方です。「基本的人権の尊重」とは、すべての人が生まれながらに持っている権利を大切に、誰もが個人として尊重される社会をめざすことです。「平和主義」は、戦争を放棄し、平和な社会を築いていくという理念を示しています。

◆人権は私たちの身近なものです

人権は私たち一人ひとりの暮らしに深く関わっています。家庭や地域、職場など、さまざまな場面で互いの違いを認め合い、相手の立場で考えることが、すべての人の人権が尊重される社会につながります。

◆一人で悩まずご相談ください

市では、すべての人が尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし、人権に関する啓発活動や相談体制の充実に取り組んでいます。人権に関する悩みがある場合は、一人で抱え込まず、人権政策課までご相談ください。

問 人権政策課

☎ 22-9683 FAX 22-9641

義援金受付中

お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて、支援を必要とする方々にお届けします。

【義援金箱の設置場所】

- 本庁舎 1階市民スペース
- 各支所(上野支所を除く。)

問 医療福祉政策課

☎ 26-3940

FAX 22-9673

